

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱の一部を改正する
告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市告示第42号

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱の一部を改正する告示

野田市福祉施設苦情解決システム運営要綱（平成13年野田市告示第4号）の一部を次のように改正する。

別表中第11号を削る。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。